⑮	情報提供等の記録	総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は、番号法第19条第７号又は第８号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第４－３－(3)[2]）。 【番号法第23条、第26条】
⑯	条例事務	番号法第９条第２項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第２の第２欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして、次に掲げる要件を満たすものをいう。 一　番号法第９条第２項の規定に基づき条例で定める事務（以下⑯及び⑱において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、同法別表第２の第２欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。 二　その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。 【番号法第19条第８号、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第５号。以下「番号法第十九条第八号規則」という。）第２条第１項】
⑰	条例事務関係情報照会者	条例事務を処理する地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）をいう。 【番号法第19条第８号、番号法第十九条第八号規則第２条第２項】
⑱	条例事務関係情報提供者	条例事務の内容に応じて法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）をいう。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」（平成28年個人情報保護委員会規則第６号）第２条第１項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。 【番号法第19条第８号、番号法第十九条第八号規則第２条第３項】

第３－１中「個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に、「第51条」を「第60条」に改める。

第３－２(1)を次のように改める。

(1)　本ガイドラインの適用対象

番号法は、行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等を対象とするものである。

第３－３(2)中「第31条」を「第32条」に改める。

第３－４(1)ア中「第29条第１項及び第２項」を「第30条第１項及び第２項」に、「第31条」を「第32条」に、「第28条」を「第29条」に改める。

第３－４(2)中「この場合において、」を削り、「行政機関等又は地方公共団体等における」を加え、「第36条」を「第33条」に、「第37条第１項」を「第34条第１項」に、「第38条」を「第35条」に改める。

第３－４(3)を次のように改める。

(3)　罰則の強化

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			行政機関個人情報保護法［独立行政法人等個人情報保護法］	住民基本台帳法
①	個人番号利用事務等に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	４年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第53条［第50条］）	－
②	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	３年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条［第51条］）	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）
③	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者又は従事していた者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密を漏えい又は盗用	同上（第50条）	－	同上（第42条）
④	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス等により個人番号を取得	３年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第51条）	－	－
⑤	国の機関の職員が、職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、特定個人情報が記録された文書等を収集	２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条）	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条［第52条］）	－